

軽油引取税に係る令和8年分農業用免税証の交付申請について

令和8年分農業用免税証の交付申請の受付を次のとおり行いますので、交付を希望される方は、必ずその期間中に申請してください。

1 受付期日及び会場

期 日 令和8年2月4日（水） 上三川地区・明治地区（多功・天神町）
2月5日（木） 本郷地区・明治地区（多功・天神町を除く）
時 間 （午前）9：30～12：00（午後）1：00～3：00
会 場 上三川町役場仮庁舎（旧中央公民館）

2 持参するもの

(1) 新規申請以外の方

- ①免税軽油使用者証
- ②印鑑
- ③免税軽油の引取り等に係る報告書（納品書等を持参。コピー可）
- ④420円（手数料）（①の使用者証が今回更新の方のみ）
- ⑤農業委員会が発行する耕作証明書（交付数量の再計算を希望される方のみ）
- ⑥農作業受委託証明書及び受委託契約書の写し（受委託農業者のみ）

(2) 新規申請の方

- ①印鑑
- ②農業委員会が発行する耕作証明書
- ③作付内容のメモ及び使用機械のカタログ等
- ④420円（手数料）

3 免税証の交付

前年の申請内容に変更のない方 → 申請日に即日交付します。

新規申請の方及び追加交付希望の方 → 後日、宇都宮県税事務所で交付いたします。

※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

(1) 納品書等の持参について

報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は免税証の即日交付はできません。紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。（新規申請の方を除く。）

(2) 上記の受付期日で都合のつかない方は、下記の予備申請期間に申請をしてください。

○予備日

期 日 令和8年2月16日（月）～2月17日（火）
時 間 （午前）8：45～11：15（午後）1：00～3：30
会 場 栃木県庁河内庁舎 5階大会議室

5 問い合わせ・連絡先

宇都宮県税事務所 課税部 個人課税課	028-626-3018
上三川町農業委員会事務局	0285-56-9166